

総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む） 新旧対比表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>18. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2) ～ (5) 略</p> | <p>18. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> |
| <p>20. (通知等)</p> <p><u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>(以下条項について条項番号を繰り下げ)</p> | <p>新設</p> |
| <p>22. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> | <p>新設</p> |